

3月1日から戸籍証明書の取得や戸籍の届出が便利になります

戸籍法の改正による国と全国の市区町村の戸籍システムの連携により、3月1日から戸籍制度が利用しやすくなります。

戸籍証明書等の広域交付

本籍地が遠方にある方でも、お近くの市区町村の窓口で戸籍証明書等を取得できます（広域交付）。

広域交付の利用には、戸籍証明書等を請求できる方（本人または配偶者、直系尊属・直系卑属）が、窓口にお越しになり、顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）を提示いただく必要があります。

相続などの手続きで、本籍地が全国各地にあっても、1か所の窓口にとまとめて請求できるようになります。

郵送や代理人・きょうだいによる請求はできないので、ご注意ください。

※手続きは役場本庁舎1階町民課戸籍係のみとなります。

※交付に時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

戸籍届出時の戸籍添付省略

戸籍届出（婚姻届・分籍届・転籍届等）の際、戸籍証明書の提出が不要になります。

問 町民課 ☎ 内線272



▲制度の詳細はこちら

3月は臨時窓口を開設します

一部の業務は手続きが完了できない場合もあるため、詳しくはお問合せください。

とき	取扱業務	取扱業務
3月30日(土) 8時30分～正午	<p>○住民異動届（転入、転出、転居等）、印鑑登録、戸籍届出（受領のみの場合有り）、転入・転居によるマイナンバーカードの手続き</p> <p>※マイナンバーカードの交付、電子証明書の発行、更新、初期化等は取扱いしていません。カードに関する手続きを希望される方は、平日または3月16日(土)の開設日をご利用ください。</p> <p>○住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書・戸籍の附票の写し・諸証明の交付</p> <p>※戸籍証明書等一部の証明書は、本籍地が大磯町にある方のみが取扱いとなります。広域交付は取扱いできませんので、平日をご利用ください。</p>	町民課 戸籍係 ☎内線272
	<p>○国民健康保険業務（被保険者証等交付、申請受付）</p> <p>○国民年金業務（受領のみ）</p> <p>○後期高齢者医療制度業務（被保険者証等交付、申請受付）</p>	町民課 保険年金係 ☎内線274

【マイナンバーカードをお持ちの方はご利用ください】

●住民票の写し・印鑑登録証明書を全国のコンビニエンスストア等で取得できます（6時30分から23時まで）。

数字4桁の暗証番号が必要です。

●転出届をマイナポータルからオンラインで提出できます。

窓口での手続きは転入先の市区町村での転入届のみとなります。



▲マイナポータルサイトはこちら